

# 島根県立学校体育施設開放について

県民の方々が気軽にスポーツ・レクリエーション活動を行うことができるよう、その活動の場として身近な県立学校施設を開放しています。学校教育活動・施設管理に支障の無い範囲で、水道光熱費の実費のみの負担で利用することができます。

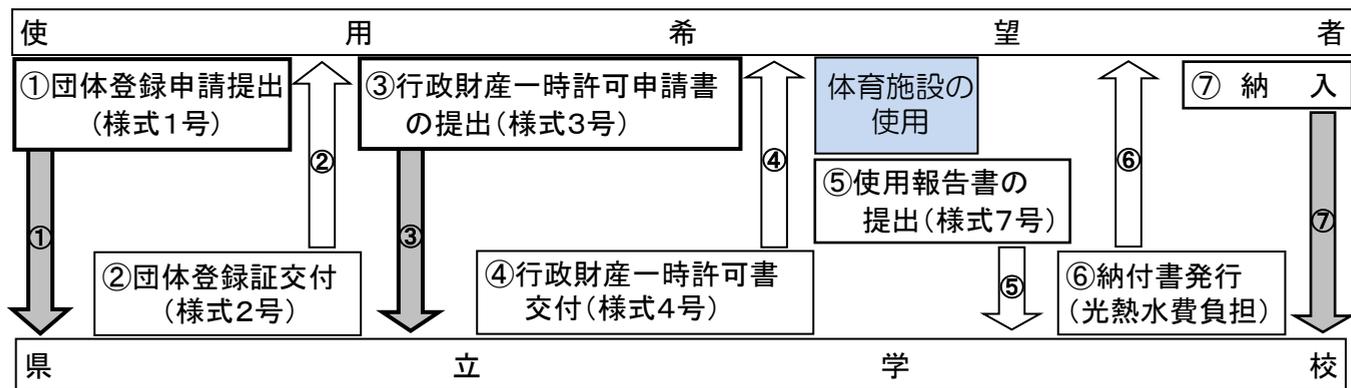
**開放施設** グラウンド、体育館、柔剣道場などの施設で、各開放校が決定します。

**開放日・時間** 各開放校が施設開放を実施することができる日・時間を決定します(詳細は各学校までお問い合わせ願います)。

**使用責任**

- ・使用後は、施設用具を点検し使用前の状態に戻し、使用報告書(様式7号)を学校長へ提出をしてください。
- ・使用中に重大な事故が発生したときは、学校長へ連絡するとともに事故発生処理状況報告書(様式5号)を提出してください。
- ・施設用具等の全部または一部をき損した場合は施設用具等破損届(様式6号)を提出し、損害を賠償する必要があります。

## ◎開放に係る事務手続き



※1 利用希望日の1ヶ月～1週間前までに開放校へ使用許可申請をしてください。

※2 許可後にあっても、学校行事・体育施設の状況等により許可を変更又は取り消すことがあります。

※3 許可された開放施設以外には立ち入らないようお願いいたします。